

天理市公告第 67 号

地区計画の原案の縦覧について

大和都市計画地区計画の案を作成するため、天理市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成3年3月20日条例第11号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

令和7年9月16日

天理市長 並河 健

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

喜殿地区地区計画

3 地区計画の位置

天理市喜殿町及び小田中町の各一部

4 地区計画の区域

別添図面のとおり

5 地区計画の面積

約5.0ha

6 縦覧場所

天理市建設部都市整備課

7 縦覧期間

令和7年9月16日（火）から令和7年9月30日（火）まで

8 意見書の提出要領

この地区計画の原案について意見書を提出しようとする者は、天理市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成3年3月20日規則第9号）第2条に規定する意見書に、住所、氏名、電話番号、本地区計画の名称、権利を有する土地の所在、権利の種類及びその面積を記載したうえで、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、権利を有する土地の付近見取り図を添えて、天理市建設部都市整備課に令和7年10月7日までに必着するよう提出すること。